

○新発田市辺地共聴施設維持管理費補助金交付要綱

令和2年6月1日

告示第197号

新発田市辺地共聴施設維持管理費補助金交付要綱を次のように定め、令和2年4月1日から実施した。

(趣旨)

第1条 この要綱は、地上テレビジョン放送の難視聴地域における住民福祉の向上と地域間の情報格差の是正に寄与することを目的として、辺地共聴施設を維持管理する共聴組合に対し、予算の範囲内において辺地共聴施設維持管理費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 辺地共聴施設 山間地等地理的条件による地上テレビジョン放送の難視聴を解消するため、専ら地上テレビジョン放送を受信し、かつ、同時再放送することにより当該放送の視聴を可能とするための施設をいう。
- (2) 共聴組合 市内において辺地共聴施設を設置管理するために組織された団体をいう。
- (3) 電柱等共架料 共聴組合が電気事業者又は通信事業者の所有する電柱等にケーブルを共架することにより生じる共架料をいう。
- (4) ケーブル等移設工事 電気事業者若しくは通信事業者の事業遂行の都合又は第三者の請求により必要となる電柱等の撤去、移設（電柱の倒壊等自然災害に起因する移設を除く。）、建替又は改修に伴い電柱等に架設されたケーブル等を移設する工事をいう。

(補助対象経費)

第3条 この要綱による補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、共聴組合が共聴施設の維持管理のために要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 4月1日から翌年3月31日までの期間に係る電柱等共架料
- (2) 共聴組合のケーブルを架設している電柱等に係るケーブル等移設工事に要する経費

(以下「ケーブル等移設費」という。)

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 電柱等共架料 当該補助対象経費の総額に5分の1を乗じて得た額
- (2) ケーブル等移設費 当該補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額

2 前条各号の補助対象経費にこの要綱による補助金以外の補助金若しくはこれに類する収入がある場合は、その額を当該補助対象経費から控除した額を補助対象経費として、前項各号の補助金の額を算定するものとし、算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(電柱等共架料に係る補助金の交付申請及び実績報告)

第5条 電柱等共架料に係る補助金の交付を受けようとする共聴組合は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間に係る電柱等共架料の支払を完了したときは、当該年度の3月31日までに新発田市辺地共聴施設維持管理費(電柱等共架料)補助金交付申請書兼実績報告書(別記第1号様式)に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(電柱等共架料に係る補助金の交付決定及び額の確定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、交付することと決定したときは交付すべき補助金の額を確定し、新発田市辺地共聴施設維持管理費(電柱等共架料)補助金交付決定通知書兼確定通知書(別記第2号様式)により、交付しないことと決定したときは新発田市辺地共聴施設維持管理費(電柱等共架料)補助金不交付決定通知書(別記第3号様式)により、当該共聴組合に通知するものとする。

(ケーブル等移設費に係る補助金の交付申請)

第7条 ケーブル等移設費に係る補助金の交付を受けようとする共聴組合は、工事着手前までに新発田市辺地共聴施設維持管理費(ケーブル等移設費)補助金交付申請書(別記第4号様式)に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(ケーブル等移設費に係る補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、交付することと決定したときは新発田市辺地共聴施設維持管理費(ケーブル等移設費)補助金交付決定通知書(別記第5号様式)により、交付しないことと決定したときは新発田市辺地共聴施設維持管理費(ケーブル等移設費)補助金不交

付決定通知書（別記第6号様式）により、当該共聴組合に通知するものとする。

（変更の承認申請）

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた共聴組合（以下「決定組合」という。）は、第7条の規定による交付申請の内容を変更しようとするときは、速やかに新発田市辺地共聴施設維持管理費（ケーブル等移設費）補助金交付変更申請書（別記第7号様式）に必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、補助金の交付額を変更することと決定したときは、新発田市辺地共聴施設維持管理費（ケーブル等移設費）補助金交付決定変更通知書（別記第8号様式）により、当該決定組合に通知するものとする。

（ケーブル等移設費に係る補助金の実績報告）

第10条 決定組合は、ケーブル等移設工事が完了したときは、直ちに新発田市辺地共聴施設維持管理費（ケーブル等移設費）補助金実績報告書（別記第9号様式）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

（ケーブル等移設費に係る補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、新発田市辺地共聴施設維持管理費（ケーブル等移設費）補助金確定通知書（別記第10号様式）により、当該決定組合に通知するものとする。

（関係書類の整備）

第12条 共聴組合は、当該補助金に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、当該補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しておかななければならない。

（報告等）

第13条 市長は、必要があると認めるときは、共聴組合に対して報告を求め、書類、帳簿若しくは当該事業の遂行状況を検査し、又は監督上必要な指示をすることができる。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、決定組合が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、新発田市辺地共聴施設維持管理費（電柱等共架料）補助金交付決定取消通知書（別記第11号様式）又は新発田市辺地共聴施設維持管理費（ケーブル等移設費）補助金交付決定取消通知書（別記第12号様式）により当該決定組合に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付された補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を求めるものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。